

建築物を建築する方へ 建築物の仕上げ「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けてください。

この検査は、建築物の強度や避難等の性能を、建築基準法による関係規定に適合しているか法定機関が現地で確認するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に「完了検査申請書」を管轄の行政機関、または指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に交付される「検査済証」は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証明です。建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

▼問合先 県南県民センター
建築指導課

☎029・822・8519

再生可能エネルギー発電 促進賦課金 減免措置

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」によ

り、7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されました。買取費用は「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気を利用する方に負担していただきますが、東日本大震災で著しい被害を受けた住居等に対する減免措置があります。

▼減免対象者 所在地を管轄する市町村長等からり災証明（全壊・半壊・一部損壊等）を受けた方／福島第一原子力発電所事故により、警戒区域等から東京電力供給エリアに避難した方

▼必要書類 ①再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書（東京電力窓口・ホームページで取得）

②建物等に関する被害概況が記載された「り災証明書」または被災証明書の写し ※高速道路無料化のために発行された証明書（被害状況として建物被害の記載がない証明書）等は対象外

▼申込方法 必要書類を郵送し、申し込む

▼申込・問合先 東京電力 ㈱茨城支店 再エネ賦課金減免手続きセンター

〒310・0021
水戸市南町2・6・2
☎0120・995・332
http://www.tepco.co.jp/ibaraki/index-j.html

仕事と生活の調和を 推進しましょう！

◎推進計画策定

従業員のワーク・ライフ・バランスを実現し、さらにいきいきとした職場とするために、「仕事と生活の調和推進計画」を策定しましょう。県に届出をすると、県ホームページで紹介されるため、企業のイメージアップにつながります。また、県の建設工事入札参加資格審査の加点項目にもなります。

◎支援奨励金

育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入した従業員がいた場合に、中小企業主に対して奨励金を支給しています。

▼問合先 県労働政策課
☎029・301・3635

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syounkou/rosei/

屋外広告物は許可が必要です！

まちの良好な景観のために

問合先 市役所都市計画課 内線242、243

屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示される広告物のことで、はり紙、はり札、立看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されたものなどです。

これら屋外広告物を表示するためには、原則として市長の許可を受けることが必要です。まちの良好な景観を作り出すために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

●屋外広告物には、「まちの良好な景観の形成」「公衆に対する危害の防止」の面から、設置場所や大きさなどの規制があります。

【主な規制の例】

- ①自己の店舗等の敷地内に店名、取扱商品名等を表示する場合（自家広告物）
- 建物の壁面に表示する広告物の面積は50㎡以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下
- 設置する場所により表示面積の合計に上限あり
- ②自己の店舗等から離れた位置に表示する場合や、他人に看板やその敷地を貸す場合
- 鉄道に沿線、郊外の道路沿道、信号機の付近等の禁止地域では広告物の設置不可
- ③街路樹、電柱、道路標識等の禁止物件には原則として広告物の設置不可
- ④その他、市では景観法に基づき景観計画による色彩や設置の基準規制あり
- 屋外広告物表示の許可には有効期間（最長3年）があります。有効期間後は、更新許可の手続きが必要で、有効期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。